

3 神電健第 615 号
令和 3 年 11 月 30 日

事 業 主 殿

神奈川県電子電気機器健康保険組合
理事長 藤 田 力



健康保険法等の一部改正について

平素より当健康保険組合の事業運営につきましては、格段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）」により健康保険法等が改正され、順次施行されますのでご案内いたします。

なお、改正されます内容について被保険者各位へ広報いただきますようよろしくお願いいたします。

別紙『「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）』等ご覧ください。

記

【改正法の主な内容】

1. 任意継続被保険者に関する事項（令和 4 年 1 月 1 日から施行）

ア) 任意継続被保険者の喪失事由が追加

被保険者からの「申し出による喪失」（任意脱退）が可能となります。

資格喪失を希望する申出が受理された日の翌月 1 日に資格が喪失となります。

※実際に申出が受理できるのは、令和 4 年 1 月 1 日以降となりますので、令和 4 年 2 月 1 日喪失が最初の適用日となります。

イ) 任意継続被保険者の保険料の算定方法の見直し

現在、任意継続被保険者の保険料は「①当該退職者の資格喪失時の標準報酬月額、または②当該保険者の全被保険者の平均の標準報酬月額のうち、いずれか低い額」が適用されていましたが、①が②を超える場合は、①又は①と②の間で健保組合の規約により定める額を標準報酬月額とすることが可能になります。

なお、現行から変更になる際は、事前にご連絡いたします。

2. 傷病手当金に関する事項（令和 4 年 1 月 1 日から施行）

現在、傷病手当金の支給期間は、支給開始日から起算して 1 年 6 ヶ月を超えない期間とされていますが、治療と仕事の両立の観点から、支給開始日から通算して 1 年 6 ヶ月まで支給されることとなります。

詳細については、添付のリーフレットをご覧ください。

3. 育児休業中の保険料の免除要件に関する事項（令和 4 年 10 月から施行）

現行に加え、短期の育児休業の取得に対応し、同月内に 14 日以上の子育て休業をした場合は、当該月の保険料を免除することとなります。

また、賞与に係る保険料については、1ヵ月を超える育児休業を取得している場合に限り保険料を免除することとなります。

4. 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し

(令和4年10月から令和5年3月までの間で政令で定める日)

後期高齢者医療の被保険者(75歳以上及び一定の障害がある65歳以上の高齢者)のうち、現役並み所得者以外で、課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上)の方は、の窓口負担割合が2割に引き上げられます。

なお、急激に負担が増えることのないよう外来受診において施行後3年間、1ヵ月の負担増を最大でも3,000円とする配慮措置が導入されます。

5. 出産育児一時金の支給額(令和4年1月1日施行)

※産科医療補償制度掛金額の変更に伴う変更

産科医療補償制度の見直しにより、当該制度の掛金が16,000円から12,000円に引き下げられます。

なお、少子化対策として、出産育児一時金の支給総額については、現行の42万円が維持されます。

(産科医療補償制度未加入の分娩機関での出産の場合は408,000円になります。)